

令和2年度 個人の市民税・県民税申告の手引き 豊 川 市

この申告書は、あなたの昨年中（平成31年1月～令和元年12月）の所得等について申告をしていただくものです。この申告は、あなたの市民税・県民税額を正しく算出する基礎となります。申告をされないと、公営住宅、保育園、福祉医療、各種手当等に必要な諸証明を発行できません。また、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、国民年金保険料等の算定の根拠にもなりますので、必ず期限までに申告してください。

なお、所得税及び復興特別所得税の確定申告をされた方は、この「個人の市民税・県民税申告書」を提出する必要はありませんが、確定申告で上場株式等の配当所得や譲渡所得を申告し、かつ「市民税・県民税における上場株式等の配当等所得及び上場株式等の譲渡所得（源泉徴収口座）の申告不要制度」を利用される方は、「個人の市民税・県民税申告書」にてその旨を申告していただく必要があります。

（確定申告については税務署へお問い合わせください。豊橋税務署（0532）52-6201）

申告は **令和2年3月16日(月)** までです 郵送でも申告できます

目次	・ 市民税・県民税の申告が必要な方	2ページ
	・ 申告書の書き方	3～11ページ
	・ 市民税・県民税の計算のしくみ	12ページ
	・ 市民税・県民税と所得税の人的控除の差	12ページ
	・ 市民税・県民税が課税されない方の範囲	12ページ

申 告 方 法	
郵送の場合	申告会場の場合
●期 限 令和2年3月16日まで ●郵送先 〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地 豊川市役所総務部市民税課 ※証明書や領収書等の添付書類及びマイナンバーが確認できる書類の写しと身元確認書類の写しを同封してください。 （詳しくは下欄をご覧ください。） ※同封の封筒に入りきらない場合は、ご持参いただくか、別の封筒をご用意いただき郵送してください。（この場合郵送料がかかりますのでご了承ください。） ※添付書類の返送を希望される方は、<u>返送先を記入し切手を貼付した返信用封筒を同封し</u>、その旨が分かるようにしてください。	●期 間 令和2年2月6日～令和2年3月16日 （土曜日、日曜日、祝日を除く） ●会 場 別紙「令和2年度 市民税・県民税申告の日程と受付会場」のとおり ●持参するもの 1 申告書、印鑑、マイナンバーが確認できる書類、身元確認書類（詳しくは下欄をご覧ください。） 2 所得の資料（4～6ページの所得金額の書き方の各項目の確認書類・提出書類をご覧ください。） 3 所得控除等の資料（7～11ページの所得控除等の書き方の各項目の提出書類をご覧ください。）

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）導入に伴い、申告書にはマイナンバーの記載が必要です！

そのため、	①番号確認書類 （ご本人のマイナンバーを確認できる書類）	②身元確認書類 （マイナンバーの持ち主であることを確認できる書類）
	・ マイナンバーカード（マイナンバーカードは1枚で番号確認と身元確認ができます） ・ 通知カード ・ 住民票の写し（マイナンバーの記載のあるもの） などのうちいずれか1つ	+ ・ 運転免許証 ・ 保険証 ・ パスポート ・ 身体障害者手帳 ・ 在留カード などのうちいずれか1つ
の2点が必要になりますので、 あらかじめご用意ください。 ※郵送で提出する場合はそれぞれの写しを同封してください。 （各写しは申告者本人のものだけ同封してください。配偶者・扶養親族の分は不要です。）		

申告についての問い合わせ・郵送先

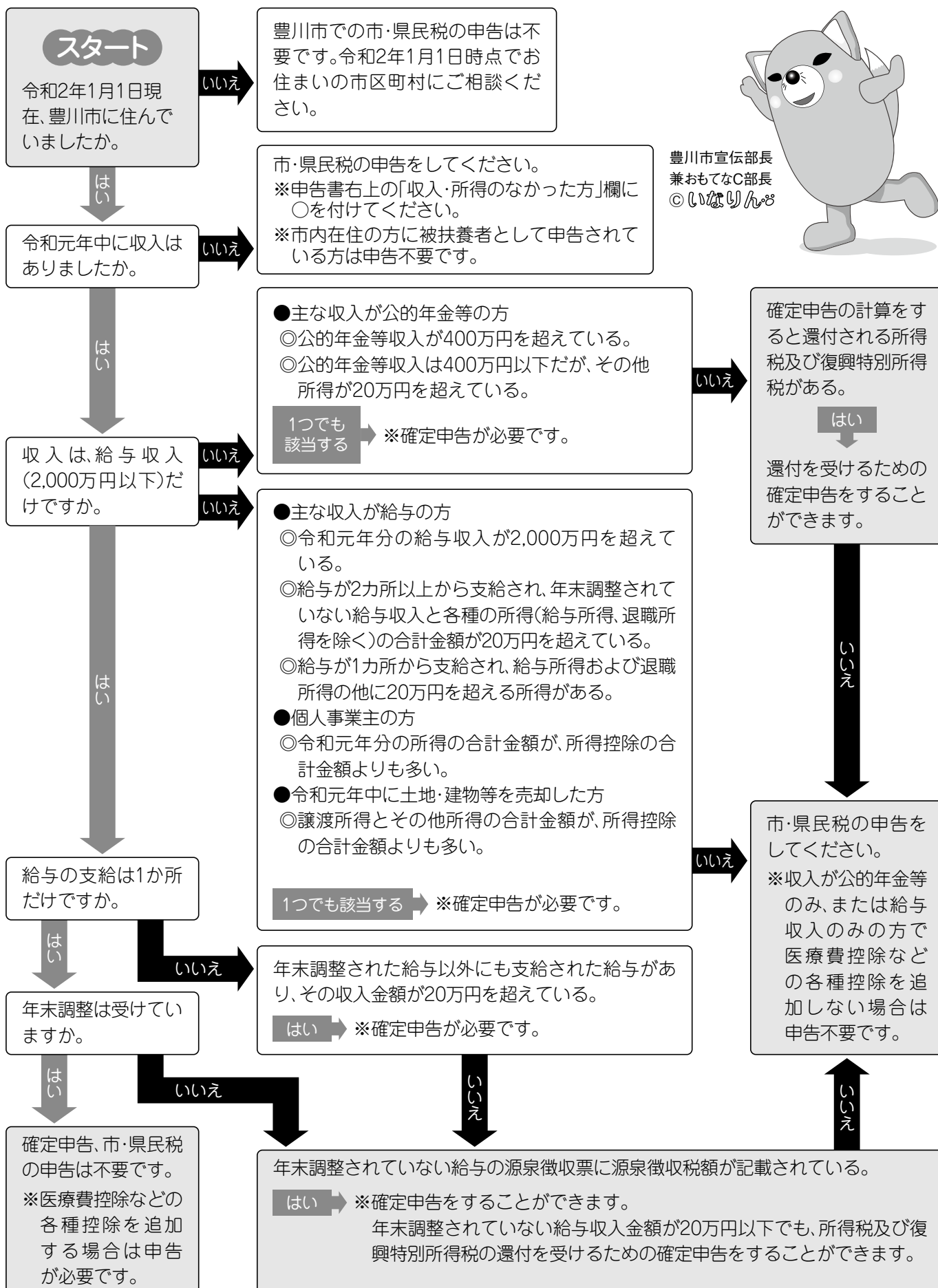
豊川市役所総務部市民税課

〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地 / 電話（0533）89-2129（直通）

※この申告書の書き方に記載した内容は、令和2年1月1日現在の法令に基づいていますので、今後の法令の改正により変更になる場合があります。

市民税・県民税の申告が必要な方

※この図は、一般的な事例をもとに作成したものです。なお「令和元年分(令和元年中)」とは平成31年1月1日から令和元年12月31日までの1年間を表します。



豊川市宣伝部長
兼おもてなC部長
◎いなりんぽ



手順1 氏名、電話番号などを記入し、押印する

◎記入方法については3ページをご覧ください。

手順2 収入金額、所得金額を記入する

所得がなかった方、非課税所得（遺族年金、障害年金等）だけであった方

申告書の書き方

申告書右上の **収入・所得のなかった方** に○を付けてください。

給与収入のある方 給与、賃金、賞与など

【記入例1】源泉徴収票がある方

申告書の書き方

源泉徴収票の支払金額と給与所得換算表[表1]で求めた給与所得金額を申告書表面に記入してください。

確認書類

源泉徴収票
(申告会場で申告される場合は提示してください。)

令和元年分 給与所得の源泉徴収票

住所又は居所

氏名

氏名(フリガナ)

別

支払金額

給与所得控除後の金額

所得控除の額の合計額

源泉徴収額

対象配偶者等

配偶者特別控除の額

控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)

65歳未満扶養親族の数

障害者等の数(本人を除く)

遺族所得である親族の数

その他

800,000

【表1】給与所得換算表

給与収入金額の合計額(A)	給与所得金額	
～650,999円	0円	
651,000円～1,618,999円	(A)－650,000円	
1,619,000円～1,619,999円	969,000円	
1,620,000円～1,621,999円	970,000円	
1,622,000円～1,623,999円	972,000円	
1,624,000円～1,627,999円	974,000円	
1,628,000円～1,799,999円	(A)÷4 (千円未満切捨て)	(B)×2.4
1,800,000円～3,599,999円		(B)×2.8-180,000円
3,600,000円～6,599,999円		(B)×3.2-540,000円
6,600,000円～9,999,999円	(A)×0.9-1,200,000円	
10,000,000円～	(A)－2,200,000円	

(例)給与収入金額の合計額(A)が800,000円の場合
800,000－650,000＝150,000円:給与所得金額

①	種目	収入金額(A)	必要経費(B)	専従者控除額(C)	所得金額(A－B－C)
所得金額	事業				
	営業等				
	農業				
	不動産				
	利子				
	配当				
	給与	800,000			150,000
	雑				
	公的年金等				
	その他				
	総合譲渡・一時				

【記入例2】源泉徴収票がない方

申告書の書き方

申告書裏面の⑤日雇・内職・給与等の収入内訳を記入し、その合計額と給与所得換算表[表1]で求めた給与所得金額を申告書表面に記入してください。

提出書類

給与明細書

※手取りではなく、社会保険料や所得税及び復興特別所得税などを差し引く前の金額で計算します。

表面

[表1]で求めた金額を記入してください。

①	種目	収入金額(A)	必要経費(B)	専従者控除額(C)	所得金額(A－B－C)
所得金額	事業				
	営業等				
	農業				
	不動産				
	利子				
	配当				
	給与	200,000			0
	雑				
	公的年金等				
	その他				
	総合譲渡・一時				

裏面

⑤ 日雇・内職・給与等の収入内訳				
月	日数	日給額	月収額	
1	日	円	円	
2	日	円	円	
3	日	円	円	
4	日	円	円	
5	日	円	円	
6	日	円	円	
7	10日	4,000円	40,000円	
8	8日	5,000円	40,000円	
9	6日	5,000円	30,000円	
10	10日	5,000円	50,000円	
11	4日	5,000円	20,000円	
12	4日	5,000円	20,000円	
賞与(ボーナス)等				
合計金額				200,000円
勤務先所在地 豊川市諏訪1				
勤務先名 ○○会社				
電話番号 (0533) 89-2129				

公的年金等収入のある方 厚生年金、国民年金、共済年金、恩給など

申告書の書き方

源泉徴収票の支払金額と雑所得換算表[表2]で求めた雑所得金額を申告書表面に記入してください。

確認書類

源泉徴収票
(申告会場で申告される場合は提示してください。)

※遺族年金・障害年金は非課税所得ですので、4ページの「所得がなかった方、非課税所得(遺族年金、障害年金等)だけであった方」をご覧ください。

令和元年年分 公的年金等の源泉徴収票			
支払を受ける者	住所又は居所 氏名	豊川市諏訪1丁目1番地 豊川 太郎	
種別	支払金額	源泉徴収税額	
年金	1,000,000 円	0 円	

令和元年年分 公的年金等の源泉徴収票			
支払を受ける者	住所又は居所 氏名	豊川市諏訪1丁目1番地 豊川 太郎	
区	分	支払金	
所得税法第203条の3第1号適用分		円	
所得税法第203条の3第2号適用分			
所得税法第203条の3第3号適用分		500,000	
所得税法第203条の3第4号適用分			

1	種目		収入金額①	必要経費②	専従者控除額③	所得金額(①-②-③)
	事業	営業等 農業	円	円	円	円
所得金額	不動産		円	円	円	円
	配当		円	円	円	円
	給与		円	円	円	円
	雑	公的年金等	1,500,000	申告書の手引きにより所得金額を計算してください		750,000
		その他	円	円	円	円
	総合譲渡・一時		円	円	特別控除額	円

【表2】 雑所得換算表

●65歳未満の方(昭和30年1月2日以降に生まれた方)

公的年金等の収入金額の合計額(A)	雑所得の金額
～700,000円	0円
700,001円～1,299,999円	(A)－700,000円
1,300,000円～4,099,999円	(A)×0.75－375,000円
4,100,000円～7,699,999円	(A)×0.85－785,000円
7,700,000円～	(A)×0.95－1,555,000円

●65歳以上の方(昭和30年1月1日以前に生まれた方)

公的年金等の収入金額の合計額(A)	雑所得の金額
～1,200,000円	0円
1,200,001円～3,299,999円	(A)－1,200,000円
3,300,000円～4,099,999円	(A)×0.75－375,000円
4,100,000円～7,699,999円	(A)×0.85－785,000円
7,700,000円～	(A)×0.95－1,555,000円

(例)65歳未満で公的年金等の収入金額の合計額(A)が1,500,000円の場合

$$1,500,000 \times 0.75 - 375,000 = 750,000 \text{ 円: 雑所得金額}$$

事業(営業等・農業)、不動産所得のある方

事業	営業等	販売、製造、サービス業、外交員、内職など	総収入金額－必要経費＝営業等所得の金額 ※家内労働者等については、最低65万円(収入金額を限度額とし、他に給与所得を有する場合には、給与と所得控除額を控除した残額とします。)の必要経費が認められます。
	農業	農作物、酪農、果樹など	総収入金額－必要経費＝農業所得の金額
不動産		地代、家賃、権利金など	総収入金額－必要経費＝不動産所得の金額

申告書の書き方

- 申告書表面の①所得金額欄に収入金額①、必要経費②、専従者控除額③、所得金額(①－②－③)を記入してください。事業専従者のある方は申告書裏面の⑫事業専従者に関する事項欄も記入してください。
- 事業(営業等・農業)…申告書裏面の④事業・不動産所得の収支内訳、⑩減価償却費の内訳、⑪従業員への支払給料・賃金の内訳を記入してください。
- 不動産…申告書裏面の④事業・不動産所得の収支内訳、⑨不動産所得の収入内訳、⑩減価償却費の内訳を記入してください。

提出書類

収入及び経費が分かるもの

※平成26年1月から、事業所得、不動産所得等を有する全ての方について、記帳・帳簿等の保存が義務付けされました。

利子所得 公社債、預貯金などの利子

収入金額＝利子所得の金額（源泉分離課税分は除く。）

申告書の書き方 申告書表面の①所得金額欄に収入金額④及び所得金額を記入してください。

配当所得 株式、信託、私募証券の配当など

収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子＝配当所得の金額

申告書の書き方 申告書表面の①所得金額欄に収入金額④、必要経費⑤、所得金額を記入してください。

一時所得 生命保険金の満期返戻金、懸賞当選金品など

（総収入金額－必要経費－特別控除額）×1/2＝一時所得の金額

※特別控除額は（総収入金額－必要経費）か50万円のいずれか少ない方です。

申告書の書き方 申告書表面の①所得金額欄に種目、収入金額④、必要経費⑤、特別控除額、所得金額を記入してください。

総合譲渡所得 土地・建物等以外の資産の譲渡

●短期譲渡所得（保有期間が5年以内の資産の譲渡）

→総収入金額－資産の取得価格などの経費－特別控除額＝譲渡所得の金額

●長期譲渡所得（保有期間が5年を超える資産の譲渡）

→（総収入金額－資産の取得価格などの経費－特別控除額）×1/2＝譲渡所得の金額

※特別控除額は（総収入金額－必要経費）か50万円のいずれか少ない方です。

申告書の書き方 申告書表面の①所得金額欄に種目、収入金額④、必要経費⑤、特別控除額、所得金額を記入してください。

他の所得にあてはまらない所得（その他雑所得） 原稿料、講演料、私的年金（個人年金、互助年金等）など

その他雑所得の収入金額－必要経費＝その他雑所得

申告書の書き方 申告書表面の①所得金額欄に収入金額④、必要経費⑤、所得金額を記入してください。

【年金等】支払内容のお知らせ
 拝啓 日ごろは、格別のお引立てをいただき厚くお礼申し上げます。

■支払内容（令和元年分）	
支払金額	300,000円
年金額	300,000円
（未払年金額）	0円
契約者配当金額	0円
差引額	0円
源泉徴収税額（※）	0円
（復興特別所得税額）	0円
■既払込内容	
必要経費	248,400円

（例）個人年金の支払金額が300,000円、必要経費が248,400円の場合
 $300,000 - 248,400 = 51,600$ 円
 （その他の雑所得）

金額	配当	給	与	雑	公的年金等	その他	総合譲渡・一時
				300,000	248,400		
						51,600	

手順3 所得金額の合計を記入する

所得金額を合計し、**合計所得金額** に記入してください。

合計所得金額	円
専従者控除額③	円
所得金額（A－B－C）	円

手順4 所得控除（所得から差し引かれる金額）を記入する

雑損控除 災害、盗難等により住宅や家財などに損害を受けたとき

（損失額－保険金等で補てんされる金額）－態様に応じた一定の限度額＝控除額

申告書の書き方

申告書表面の②所得控除に関する事項の「雑損控除」欄を記入してください。

提出書類

消防署が警察署等の証明書等

医療費控除

自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために医療費を支払ったとき
 （注）医療費控除の適用を受ける場合には、セルフメディケーション税制（スイッチOTC薬控除）の適用を受けることができません。どちらか一方を選択してください。

$$\left(\begin{array}{c} \text{令和元年中に} \\ \text{支払った} \\ \text{医療費の総額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{保険金等で} \\ \text{補てんされる} \\ \text{金額} \end{array} \right) - \left\{ 10\text{万円} \left(\begin{array}{c} \text{総所得金額等が} \\ \text{200万円までの方は} \\ \text{総所得金額等の5\%} \end{array} \right) \right\} = \text{控除額}$$

※控除限度額は200万円

※補てんされる金額がある場合、補てんの対象となった治療の医療費ごとに補てんされる金額を差し引いて計算します。

申告書の書き方

申告書表面の②所得控除に関する事項の「医療費控除」欄を記入してください。

提出書類

医療費控除の明細書（※1）、医療費通知（原本）（※2）、保険金等で補てんされる金額のわかるもの

（※1）国税庁のホームページからダウンロードしてください。

平成30年度から令和2年度までは、医療費の領収書の添付または提示によることもできます。

（※2）①被保険者等の氏名②療養を受けた年月③療養を受けた者④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称⑤被保険者等が支払った医療費の額⑥保険者等の名称の全てが記載されているものに限り、医療費控除の明細書の「①医療費通知に関する事項」を記入のうえ、添付してください。

（例）令和元年中に支払った医療費が30万円、生命保険等から補てんされる金額が5万円、所得の合計額が150万円の場合

$$(300,000 - 50,000) - 75,000 = 175,000\text{円}$$

$150\text{万円} \times 5\% = 75,000\text{円}$

☒ ①医療費控除 ☐ ②セルフメディケーション税制 適用を受ける方に✓してください	支払った医療費④	保険金等で補填される金額⑤	合計所得×5%または10万円 どちらか少ない金額 ⑥	控除金額①(④－⑤－⑥) 控除金額②(④－⑤－12,000円)
	300,000 円	50,000 円	75,000 円	175,000 円
国民健康保険料 介護保険料 後期高齢者医療保険料 国民年金保険料 () 合計支払金額				

セルフメディケーション税制

健康の維持増進及び疾病の予防への一定の取組（※1）をしている

方が対象医薬品の購入の対価を支払ったとき

（注）セルフメディケーション税制の適用を受ける場合には、医療費控除の適用を受けることができません。どちらか一方を選択してください。

（※1）特定健康診査（いわゆるメタボ健診）、予防接種、定期健康診断（事業主健診）、健康診査（いわゆる人間ドック等で、医療保険者が行うもの）、ガン検診

$$\left(\begin{array}{c} \text{令和元年中に支払} \\ \text{った対象医薬品の} \\ \text{購入の総額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{保険金等で} \\ \text{補てんされる} \\ \text{金額} \end{array} \right) - \left\{ 1\text{万2千円} \right\} = \text{控除額}$$

※控除限度額は8万8千円

※取組に要した費用は控除対象となりません。

申告書の書き方

申告書表面の②所得控除に関する事項の「セルフメディケーション税制」欄を記入してください。

提出書類

一定の取組を行ったことを明らかにする書類、セルフメディケーション税制の明細書（※2）

（※2）国税庁のホームページからダウンロードしてください。

平成30年度から令和2年度までは、医療費の領収書の添付または提示によることもできます。

（例）豊川市民病院で予防接種を受けた方が、令和元年中に支払った対象医薬品が8万円、保険金等から補てんされる金額が7,800円の場合

$$(80,000 - 7,800) - 12,000 = 60,200\text{円}$$

☐ ①医療費控除 ☒ ②セルフメディケーション税制 適用を受ける方に✓してください	支払った医療費④	保険金等で補填される金額⑤	合計所得×5%または10万円 どちらか少ない金額 ⑥	控除金額①(④－⑤－⑥) 控除金額②(④－⑤－12,000円)
	80,000 円	7,800 円		60,200 円
国民健康保険料 介護保険料 後期高齢者医療保険料 国民年金保険料 () 合計支払金額				

小規模企業共済等掛金控除

小規模企業共済等掛金、確定拠出年金掛金及び心身障害者扶養共済掛金を支払ったとき

支払った金額の全額＝控除額

申告書の書き方

申告書表面の②所得控除に関する事項の「小規模企業共済等掛金控除」欄を記入してください。

提出書類

支払金額が確認できるもの

社会保険料控除

国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料、任意継続保険料などを支払ったとき

支払った金額の全額＝控除額

申告書の書き方

申告書表面の②所得控除に関する事項の「社会保険料控除」欄を記入してください。

提出書類

国民年金保険料については証明書や領収書（写しは不可）

社会保険料控除	国民健康保険料 300,000 円	介護保険料 円	後期高齢者医療保険料 円	国民年金保険料 196,710 円	() 円	合計支払金額 496,710 円
---------	----------------------	------------	-----------------	----------------------	-------	---------------------

令和元年国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料（普通徴収分）年間納付済額のお知らせ

所得税及び復興特別所得税、市・県民税申告参考資料

豊川 太郎 様

納付期間	平成31年1月1日～令和元年12月31日	
記号番号（被保険者番号）	種 目	納付済額
※※※※※	国民健康保険料	300,000 円

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

被保険者氏名 豊川 梅子 様

令和元年中の納付済保険料額

①納付済額	納付済保険料の証明額	163,890円
（ご参考）		
②見込額	10月1日から12月31日までに納付が見込まれる保険料額	32,820円
③合計額	①納付済額＋②見込額 （②見込額がある場合に表示）	196,710円

生命保険料控除

生命保険、簡易保険、個人年金などの保険料を支払ったとき

生命保険料控除額計算表[表3]で求めた額＝控除額

申告書の書き方

申告書表面の②所得控除に関する事項の「生命保険料控除」欄に**合計支払額**を記入してください。

提出書類

保険会社等の証明書（写しは不可）

※注意

市民税・県民税申告書には生命保険料控除額を計算して記入する欄はありません。**合計支払額のみ**記入してください。

令和元年分 **生命保険料払込証明書控除証明書**（一般・介護医療用）

ご契約者 豊川 太郎 様

本年における証明日までの保険料払込額を証明します。

証券番号	※※※※※※	契約日	平成21年1月1日	払込方法	月払
保険種類	定期保険	保険期間	1年		

参考

「証明額」欄には既にお払い込みいただいた金額のみを表示しております。月払契約で、本年末日までに12月分までの保険料をお払い込みいただいたときの申告額は以下のとおりとなります。

旧生命保険料控除制度			
一般	一般生命保険料	配当金	一般証明額
	12,000円	0円	12,000円
新生命保険料控除制度			
一般	一般生命保険料	配当金	一般証明額
	0円	0円	0円
医 療 保 険	介護医療保険料	配当金	一般証明額
	41,280円	0円	41,280円

証明日：令和元年10月1日

生命保険料控除	等 掛 金 控 除		合計支払金額		合計支払金額	
	新 生 命 保 険 料		円		円	
	新 個 人 年 金 保 険 料		円		円	
	介 護 医 療 保 険 料		41,280 円		12,000 円	

[表3] 生命保険料控除額計算表

	●新契約（平成24年1月1日以後の契約）		●旧契約（平成23年12月31日以前の契約）	
種類	一般生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料		一般生命保険料・個人年金保険料	
限度額	それぞれ28,000円を上限とし、控除限度額は70,000円		それぞれ35,000円を上限とし、控除限度額は70,000円	
控除額計算表	支払った保険料の金額	生命保険料控除額	支払った保険料の金額	生命保険料控除額
	12,000円以下	支払った保険料の全額	15,000円以下	支払った保険料の全額
	12,000円を超え32,000円以下	(支払った保険料の金額の合計額)×1/2+ 6,000円	15,000円を超え40,000円以下	(支払った保険料の金額の合計額)×1/2+ 7,500円
	32,000円を超え56,000円以下	(支払った保険料の金額の合計額)×1/4+14,000円	40,000円を超え70,000円以下	(支払った保険料の金額の合計額)×1/4+17,500円
	56,000円超え	28,000円	70,000円超え	35,000円

※新契約と旧契約の双方について一般生命保険料または個人年金保険料の控除を受ける場合は、28,000円が限度額です。ただし、旧契約の控除額が28,000円を超えるときは、旧契約の控除額を適用できます。

(例)令和元年中に支払った一般生命保険料(旧契約)が12,000円、介護医療保険料(新契約)が41,280円の場合
 一般生命保険料:12,000円
 介護医療保険料:41,280×1/4+14,000=24,320円
 生命保険料控除額:12,000+24,320=36,320円

地震保険料控除 地震保険料や平成18年末までに締結した長期損害保険料を支払ったとき

地震保険料控除額計算表〔表4〕で求めた額＝控除額

申告書の書き方 申告書表面の②所得控除に関する事項の「地震保険料控除」欄に合計支払額を記入してください。

提出書類 保険会社等の証明書（写しは不可）

※注意 市民税・県民税申告書には地震保険料控除額を計算して記入する欄はありません。合計支払額のみ記入してください。

地震保険料控除対象掛金証明書

令和元年年分 証明日 令和元年9月4日

地震保険料控除(所得税法第77条)にかかる所得控除申告のための証明事項を、下記のとおり証明します。

ご契約者 豊川 太郎 様

県 組合 支所 00 00 00	契約番号 000	契約年月日 平成5年6月15日	共済種類 建物更生
掛金振込方法 年払		共済期間 30年	
火災共済金額 800万円		内、住宅部分の火災共済金額 (万円)	
地震 保険料	控除対象掛金 2,742円	割戻金	控除対象掛金証明額 2,742円
損害 保険料	共済掛金 9,320円	割戻金	差引掛金 9,320円

※一つの保険契約で地震、旧長期の両方該当する場合は、どちらか一方を選択してください。

を扶養し 引かれ	地震保険料控除	地震保険料	合計支払金額	旧長期損害保険料	合計支払金額
			円		9,320 円

〔表4〕 地震保険料控除額計算表

地震保険料		旧長期損害保険料	
支払った保険料の金額	控除額	支払った保険料の金額	控除額
50,000円以下	支払った保険料の全額×1/2	5,000円以下	支払った保険料の全額
50,000円超え	一律25,000円	5,000円超え15,000円以下	支払った保険料の全額×1/2+2,500円
		15,000円超え	一律10,000円

※地震保険料と旧長期損害保険料の両方の支払いがある場合、控除限度額は25,000円です。
※一つの契約が地震保険と旧長期損害保険のいずれにも該当するときは、いずれか一つのみ該当するものとして計算します。

(例)令和元年中に一つの契約上で支払った地震保険料が2,742円、旧長期損害保険料が9,320円の場合

地震保険料:2,742×1/2=1,371円

旧長期損害保険料:9,320×1/2+2,500=7,160円

※一つの保険契約で地震、旧長期の両方に該当するため、どちらか一方を選択

➡ 控除額が多い方を選択

地震保険料控除額:7,160円

配偶者控除・配偶者特別控除 配偶者の合計所得金額に応じて控除が受けられます

〔表5〕 で求めた額＝控除額

※控除対象となる条件：次のいずれにも該当する必要があります。

- ①あなたの合計所得が1,000万円以下
 - ②あなたと生計を一にしている配偶者(青色事業専従者、白色事業専従者、他の所得者の扶養親族とされる人を除く。)
- ※配偶者の合計所得が38万円以下は配偶者控除、38万円超～123万円以下は配偶者特別控除を受けられます。

申告書の書き方

申告書表面の②所得控除に関する事項の「配偶者控除 配偶者特別控除・同一生計配偶者」欄にその方の氏名、生年月日、個人番号(マイナンバー)を記入してください。
「※別居の場合は、申告書裏面の③にその方の氏名、住所を記入してください。」

〔表5〕

	配偶者の合計所得	申告者の合計所得		
		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者控除	38万円以下	33万円	22万円	11万円
	老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円
配偶者 特別控除	38万円超90万円以下	33万円	22万円	11万円
	90万円超95万円以下	31万円	21万円	
	95万円超100万円以下	26万円	18万円	9万円
	100万円超105万円以下	21万円	14万円	7万円
	105万円超110万円以下	16万円	11万円	6万円
	110万円超115万円以下	11万円	8万円	4万円
	115万円超120万円以下	6万円	4万円	2万円
	120万円超123万円以下	3万円	2万円	1万円

※老人控除対象配偶者とは年齢70歳以上の方(昭和25年1月1日以前に生まれた方)のことをいいます。
※夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできません。
※ここでいう配偶者とは婚姻の届出をしている配偶者をいい、内縁関係の方は含まれません。

扶養控除

あなたに控除対象扶養親族がいるとき

[表6] で求めた額＝控除額

※控除対象となる条件：次のいずれにも該当する必要があります。

- ①あなたと生計を一にしている親族（青色事業専従者、白色事業専従者を除く。）で合計所得金額が38万円以下の方
- ②年齢16歳以上の方（平成16年1月1日以前に生まれた方）

申告書の書き方

申告書表面の②所得控除に関する事項の「控除対象扶養親族」欄にその方の氏名、生年月日、**個人番号（マイナンバー）**、続柄を記入してください。
 「※別居の場合は、「別」に○をつけて、申告書裏面の③にその方の氏名、住所を記入してください。」

[表6]

区分	控除額
一般（16歳以上）	33万円
特定	45万円
老人	38万円
同居老親等	45万円

※「特定」とは、年齢19歳以上23歳未満の方（平成9年1月2日から平成13年1月1日までの間に生まれた方）のことをいいます。

※「老人」とは、年齢70歳以上の方（昭和25年1月1日以前に生まれた方）のことをいいます。

※「同居老親等」とは、老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属（父母、祖父母等）で、同居を常として

いる方をいいます。

同一生計配偶者

あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者、白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が38万円以下の方については、均等割および所得割の非課税判定に必要です。申告書表面の②所得控除に関する事項の「配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者」欄に氏名、生年月日、**個人番号（マイナンバー）**を記入してください。

16歳未満の扶養親族

16歳未満（平成16年1月2日以降に生まれた方）の扶養親族については、扶養控除の適用はありませんが、均等割および所得割の非課税判定に必要です。申告書表面の③「16歳未満の扶養親族」欄に氏名、生年月日、**個人番号（マイナンバー）**、続柄を記入してください。

寡婦・寡夫控除

あなたが寡婦（夫）であるとき

●寡婦控除額＝26万円

※控除対象となる条件：次のいずれかに該当する必要があります。

- ①夫と死別後、婚姻していない方、または夫の生死が不明の方で、令和元年分の合計所得金額が500万円以下の方
- ②夫と死別・離婚後、婚姻していない方、または夫の生死が不明の方で、扶養親族や令和元年分の総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子のある方

●特別寡婦控除額＝30万円

※控除対象となる条件：上記の②に該当する方で、扶養親族である子があり、かつ、令和元年分の合計所得金額が500万円以下の方

●寡夫控除額＝26万円

※控除対象となる条件：次のいずれにも該当する必要があります。

- ①妻と死別・離婚後、婚姻していない方、または妻の生死が不明の方で、かつ、令和元年分の総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子のある方
- ②令和元年分の合計所得金額が500万円以下の方

申告書の書き方

申告書表面の②所得控除に関する事項の「寡婦（夫）控除」欄を記入してください。

勤労学生控除

あなたが勤労学生であるとき

勤労学生控除額＝26万円

※控除対象となる条件：令和元年分の合計所得金額が65万円以下でかつ自己の勤労によらない所得が10万円以下である

申告書の書き方

申告書表面の②所得控除に関する事項の「勤労学生控除」欄を記入してください。

提出書類

学校や法人から交付される在学証明

障害者控除

本人や同一生計配偶者、扶養親族が障害者であるとき

障害者控除額＝26万円

特別障害者控除額＝30万円

同居特別障害者控除額＝53万円

※重度の障害がある方（身体1・2級、精神1級、療育A判定など）は、特別障害者控除が受けられます。

申告書の書き方

申告書表面の②所得控除に関する事項の「障害者控除」欄を記入してください。

確認書類

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳または障害者控除対象者認定書等（申告会場で申告される場合は提示してください。郵送で申告される場合は写しを添付してください。）

基礎控除

すべての方に適用されます

基礎控除額＝33万円

※申告書に記入欄はありません。市で計算します。

その他（分離課税の所得がある方、寄附金税額控除、所得がなかった方等）

分離課税の所得がある方

- (1) 短期譲渡所得…………… 個人が、平成26年1月1日以降に取得した土地・建物等の譲渡を行った場合の所得
- (2) 長期譲渡所得…………… 個人が、平成25年12月31日以前に取得した土地・建物等の譲渡を行った場合の所得
- (3) 株式等譲渡所得…………… 株式等の売却を行った場合の所得
- (4) 上場株式等の配当所得…………… 申告分離課税を選択した上場株式等の配当
- (5) 先物取引による所得…………… 金、アルミニウム、大豆、原油等の商品先物取引、有価証券等先物取引を行った場合の所得
- (6) 山林所得…………… 山林の伐採や立木の譲渡による所得（ただし、山林を取得してから5年以内に伐採または譲渡した場合の所得は、山林所得ではなく事業所得または雑所得になります。）
- (7) 退職所得…………… 特別徴収された退職所得は申告する必要はありません。ただし、令和元年中に所得税及び復興特別所得税で源泉徴収の対象とならなかった退職手当等のある方は申告しなければなりません。

申告書の書き方

申告書裏面の④分離課税の所得欄を記入してください。

また、特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、申告書裏面の⑦各欄に配当割額控除額及び株式等譲渡所得割額控除額を記入してください。

確定申告で配当所得や譲渡所得を申告した方

確定申告で配当所得や譲渡所得を申告した方で、市民税・県民税において所得税等と異なる課税方式を選択する場合は、申告書裏面 ⑧ の各欄にチェックをつけてください。

申告不要とした配当所得や譲渡所得以外の所得金額や控除金額はすべて記載してください。

（例）配当所得を所得税等で分離課税、市民税・県民税で申告不要を選択する場合等

配 当 所 得	☐ 総合課税
	☐ 分離課税
譲 渡 所 得	☒ 申告不要
	☐ 申告不要

寄附金税額控除 法令で定められた寄附をしたとき

〔表7〕で求めた額＝控除額

申告書の書き方

申告書裏面の⑩寄附金に関する事項欄に寄附金額（支払金額）を記入してください。

提出書類

領収書や証明書等

〔表7〕

	対象となる寄附金の種類 控除対象限度額は、総所得金額等の30%です。	控除額
①基本控除	都道府県・市町村または特別区、愛知県共同募金会、日本赤十字社愛知県支部及び条例で指定した寄附金	（寄附金額-2,000円）×10% ※市民税6%・県民税4%
②特例控除	都道府県・市町村または特別区に対する寄附金（特例控除対象）被災地方公共団体へ拠出される募金団体に対する義援金（ふるさと納税制度）	（寄附金額-2,000円）× {90%－寄附者に適用される所得税の限界税率（0～40%）×1.021} 市民税・県民税所得割額の2割が限度額です。 ※市民税3/5・県民税2/5

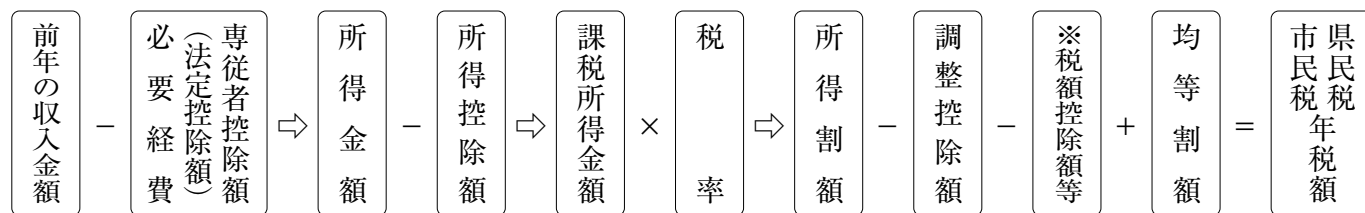
※所得税の限界税率とは所得税を計算する際にその人に適用される税率の中で最も高いものです。

※平成26年度から令和20年度までの各年度に限り、②特例控除の算定に用いる所得税の限界税率に、復興特別所得税率（100分の2.1）を乗じて得た率を加算します。

※寄附金税額控除に係る申告特例申請書を提出された方が申告書を提出すると、特例申請は無効とされます。申告書に寄附金を含めて申告する必要があります。

※寄附金税額控除額は、山林所得や譲渡所得などの分離課税所得がある場合など個人の条件によって異なりますので、詳細は市民税課へお問い合わせください。

市民税・県民税の計算のしくみ



課 税 所 得 金 額				市民税	県民税
総 合 分				6%	4%
分離課税の区分	譲渡短期	一 般 分		5.4%	3.6%
		軽 減 分		3%	2%
	長期譲渡	一般	一 律	3%	2%
		優良住宅地等	2,000万円以下	2.4%	1.6%
			2,000万円超	3%-12万円	2%-8万円
			居住用財産	6,000万円以下	2.4%
		6,000万円超		3%-36万円	2%-24万円
	株式等の譲渡	一般株式等		3%	2%
上場株式等		3%	2%		
上 場 株 式 等 の 配 当		3%	2%		
先 物 取 引		3%	2%		
山 林 所 得		6%	4%		

合計課税所得金額	調整控除の計算方法
200万円以下	次のうち、いずれか少ない金額の5%(市民税3%、県民税2%) ①人的控除の差の合計額 ②合計課税所得金額
200万円超	{人的控除の差の合計額 - (合計課税所得金額 - 200万円)} × 5%(市民税3%、県民税2%) ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円

※税額控除額等とは、配当控除額、住宅借入金等特別税額控除額、寄附金税額控除額、外国税額控除額、配当割額及び株式譲渡所得割額控除額です。
※合計課税所得金額とは、課税総所得金額、山林所得及び退職所得金額に係る課税所得金額の合計額をいいます。
課税長期譲渡所得金額等の申告分離課税に係る課税所得金額がある場合でも、これらの金額は含みません。
※市民税・県民税と所得税では、扶養控除や配偶者控除などの人的控除に差があります。

均等割額	市民税 3,500円	県民税 2,000円
------	------------	------------

平成26年度から令和5年度までの間、均等割額が市民税及び県民税においてそれぞれ500円を加算した額となります。これは、東日本大震災を教訓として、緊急防災・減災事業を推進するためのものです。

市民税・県民税と所得税の人的控除額の差

所得控除		人的控除額の差	所得控除		人的控除額の差	所得控除		人的控除額の差	
基礎控除		5万円	配偶者控除	一般	900万円以下	5万円	配偶者特別控除 (配偶者の合計所得) 40万円未満 38万円超 45万円未満 40万円以上	900万円以下	5万円
障害者控除	普通	1万円			950万円以下	4万円		950万円以下	4万円
	特別	10万円			1,000万円以下	2万円		1,000万円以下	2万円
	同居特別	22万円			900万円以下	10万円		900万円以下	3万円
寡婦控除	一般	1万円		950万円以下	6万円	950万円以下		2万円	
	特別	5万円		1,000万円以下	3万円	1,000万円以下		1万円	
寡夫控除		1万円		扶養控除		5万円		老人扶養控除	
勤労学生控除		1万円	特定扶養控除		18万円	同居老親等扶養控除		13万円	

市民税・県民税が課税されない方の範囲

区 分	要 件
均等割も所得割も課税されない方	○1月1日現在生活保護法による生活扶助を受けている方 ○未成年者(平成12年1月3日以降生まれで未婚)・寡婦・寡夫・障害者に該当する方で、前年の合計所得金額が125万円以下の場合
均等割が課税されない方	○前年の合計所得金額が次の金額以下の方 本人のみのとき 32万円 扶養親族を有するとき 32万円×人数(本人+同一生計配偶者+扶養親族)+18万9千円
所得割が課税されない方	○前年の総所得金額等が次の金額以下の方 本人のみのとき 35万円 扶養親族を有するとき 35万円×人数(本人+同一生計配偶者+扶養親族)+32万円 ○所得控除の合計額が総所得金額等を上回る方

※合計所得金額とは、申告書表面の令和元年分の①所得金額と④分離課税の所得の合計金額です。(ただし、分離課税に係る退職所得は除きます。また、純損失、上場株式に係る譲渡損失などの一定の繰越控除を受けている場合はその適用前の金額をいいます。)

※総所得金額等とは、申告書表面の令和元年分の①所得金額と④分離課税の所得の合計金額です。(ただし、分離課税に係る退職所得は除きます。また、純損失、上場株式に係る譲渡損失などの一定の繰越控除を受けている場合はその適用後の金額をいいます。)

※なお、パートまたは家内労働者等の方で合計所得金額が38万円(給与収入に換算すると103万円)以下であれば扶養親族となれますが、市民税・県民税については合計所得金額が32万円(給与収入に換算すると97万円)を超えると課税される場合があります。